

## 「緑の流域治水」見える化コンテンツ貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、球磨川流域の治水の方向性である「緑の流域治水」について、広く情報発信するために制作した動画 DVD や立体地図等（以下「コンテンツ」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

### (貸出)

第2条 熊本県企画振興部球磨川流域復興局（以下「復興局」という。）はコンテンツを無料で県民等に貸し出すものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 法令及び公序良俗に反する利用と認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とした利用と認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 政治的用途の利用と認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 宗教的用途の利用と認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者による暴力団を利する目的での利用と認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) その他、復興局が不相当と認めるとき。

### (貸出期間)

第3条 コンテンツの貸出期間は原則14日以内とする。ただし、復興局があらかじめ必要と認めた場合はこの限りではない。

### (貸出手続)

第4条 コンテンツの貸出を受けようとする者は、利用申請書（様式）を貸出日の原則8日前までに提出するものとする。

### (貸出決定)

第5条 復興局は、前条の利用申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査し、貸出を決定する。

2 貸出期間が重複する申請があったときは、利用申請書の先着順で貸出を決定する。

### (利用者の遵守事項)

第6条 前条によりコンテンツの貸出を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者としての注意をもって維持管理すること。
- (2) 申請した目的以外に利用しないこと。
- (3) 原形の変更、複製をしないこと。
- (4) 転貸しないこと。
- (5) 有償で閲覧に供しないこと。
- (6) 貸出及び返却にあたっての運搬は自らの負担及び責任で行うこと。
- (7) 破損、汚損、紛失等が生じた場合は、速やかに復興局へ報告すること。
- (8) その他、利用に当たって復興局の指示に従うこと。

(返却)

- 第7条 利用者は、使用期間の末日までに復興局にコンテンツを返却しなければならない。
- 2 復興局は、利用者が前条に定める事項を遵守しないおそれがあるときは、利用者に対し、コンテンツの返却を求めることができる。
  - 3 利用者は、前項の規定に基づき返却を求められたときは、利用期間内であっても速やかに返却しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年(2024年)5月20日から施行する。